

【お問い合わせ内容】

- 子どもに対して手厚く支援してほしい！

【新富町からの回答】

お問い合わせありがとうございます。

子どもに対する支援につきましては、様々な支援を行っているところでございます。今後とも、子育て世帯に寄り添った支援を行って参ります。

なお、主な支援内容は、別添のとおりですのでご確認ください。



新富町独自の子育て支援策のご案内



町民のみなさまに安心して子育てをしていただけるよう、新富町では独自の子育て支援を実施しています。新富町での子育てを応援するために、これからも全力でサポートしていきます！



子どもの医療費助成

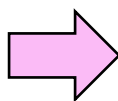
(問合せ：福祉課 33-1293)

コロナ禍における物価高騰等の影響によるあらゆる生活費の値上げが懸念される中、子育て世代の負担軽減のため、また、子どもの疾病の早期発見と早期治療を推進し、健康の保持増進を図るため、医療費の助成を見直します。



【現行】

	年齢別	自己負担金額（月額）
助成対象	乳幼児	350円
	小学生	500円
	中学生	500円
	高校生	650円



【令和5年1月診療分より】

	年齢別	自己負担金額（月額）
助成対象	乳幼児	0円
	小学生	
	中学生	
	高校生	

※この助成制度は、防衛省の再編関連訓練等移転交付金を活用して行っています。

学校給食費の無償化

(問合せ：教育総務課 33-6079)

コロナ禍における影響が長期化する中で、子育て世帯の負担の増加や収入の減少による支援を目的として学校給食費の無償化を行っています。（令和2年4月から実施）



※この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行っています。

多子世帯保育料等助成

(問合せ：福祉課 33-1293)



大学校、専門学校、高等学校、小中学校、保育園及び幼稚園に在学している4人以上の子どもを養育している保護者に対し、4人目以降の保育料、副食費及び入園料の全額助成を行っています。

※この助成制度は、防衛省の再編関連訓練等移転交付金を活用して行っています。



放課後児童クラブ要保護準要保護児童等利用料負担軽減事業

(問合せ：福祉課 33-1293)



放課後児童クラブ利用者のうち、経済的理由により就学援助を受けている要保護・準要保護世帯や、児童扶養手当支給世帯への負担軽減として、対象児童1名につき月額2,000円の助成を実施しています。

学用品リユース事業

(問合せ：福祉課 33-1293)

卒業や成長によって着られなくなった制服や使わなくなった学用品等を必要とする方へ譲渡する事業を「新富町子ども家庭総合支援センターパブリカ」で実施しています。

◆対象者◆ ひとり親家庭および低所得家庭等



新富町保育士等人材バンク事業

(問合せ：福祉課 33-1293)



町内の保育園・幼稚園等での就労を希望する方に登録いただき、職員を募集している施設からの要望に応じて登録者情報を提供する事業を行っています。

新富町ファミリーサポートセンター事業

(問合せ：福祉課 33-1293)

育児の援助を受けたい人（利用会員）とを行いたい人（援助会員）の登録を行い、会員同士が相互の助け合いを行う有償ボランティア。福祉課が事務局となり会員のマッチングを行っています。

※援助会員希望者には登録前に養成講座を受講していただく必要があります。



就学援助制度

(問合せ：教育総務課 33-6079)

小学校及び中学校へ通学させるのに経済的な理由で生活保護に準ずる程度お困りの保護者の方に対して学用品費等を一部援助しています。



障害福祉サービス等利用者負担額助成

(問合せ：福祉課 33-6382)



障がい者及び障がい児(18歳未満の障がい者)の保護者が、障害福祉サービス等を利用した場合に、利用者負担が発生するものに対し、利用者負担額の上限額 1/2 について町が独自で助成を行っています。